

# 通所系サービス事業所の皆様に取り組んでいただきたい感染症防止対策 ～横浜市版ステッカー及びポスターをお渡しします～

## 対象サービス

- ・通所介護(総合事業含む)、通所リハビリテーション(予防含む)、  
地域密着型通所介護(総合事業含む)、認知症対応型通所介護(予防含む)

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大防止のために日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

国の緊急事態宣言は解除されましたが、新しい生活様式により、今後も引き続き感染防止対策の徹底が求められています。

特に通所系サービス事業所では、事業所内で複数の利用者、職員が一同に会してサービスを行う特性上、「3つの密（密閉・密集・密接）」になりやすい環境にあり、クラスター発生のリスクが高いことからより一層の対策が必要です。

そこで、横浜市が考える、感染防止対策をまとめました。

**まずは、「感染防止対策の取組状況チェックシート」(以下「チェックシート」)の具体的な感染防止対策を御確認ください。(別紙参照)**

各項目について、「既に対策に取り組んでいる事業所」又は「これから対策に取り組んでいた  
だける事業所」の皆様、

- ・「感染症対策取組事業所」ステッカー
  - ・「私たちは、感染防止対策を徹底し、次の取組みを行います。」ポスター
- をお渡しします。

ステッカーやポスターを掲示し、取組み内容を周知していただくことで、ご利用者の皆様は安心してサービスを受けることができ、事業所のスタッフは対策を確認しながら対応を行うことができます。

## 【ステッカー及びポスターのイメージ】

ステッカー及びポスターは、事業所の取組み内容に応じて「ゴールド」と「シルバー」の2種類とします。



ステッカー(ゴールド)  
(10cm×10cm)



ステッカー(シルバー)  
(10cm×10cm)



ポスター(ゴールド又はシルバー版)  
(A4)

## 【審査基準】

審査項目	ステッカーの色
① チェックシートの各項目のうち「5」を除いて、「できていない」にチェックが入っていない。	シルバー
② 審査項目①に加えて、チェックシート各項目のうち「5-(1)」について、「1人あたり概ね4平方メートル以上確保している」にチェックが入っており、かつ、「5-(2)」の数値が3.5平方メートル以上である。	ゴールド

※ゴールドとシルバーでポスターの内容も変わります。

※審査項目のうち、①のみに該当する事業所は「シルバー」、②に該当する事業所は「ゴールド」になります。(いずれか1つのみ)

## 【エントリー方法】

ステッカー及びポスターを希望される事業所(助成金を申請する事業所を含む)は、次のフォームからエントリーをお願いします。

<PC> <https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1593389901530>

<スマートフォン> <https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/sform.do?id=1593389901530>

## 【エントリー受付期間】

令和2年7月9日(木)から令和2年8月31日(月)まで

## 【ステッカー及びポスターのお渡し方法・時期】

8月1日以降、審査が終了した事業所から順次、事業所あてに郵送します。

※審査の一部及びステッカー・ポスターの発送は委託先の「公益社団法人かながわ福祉サービス振興会」が行います。

## 【エントリーにあたっての注意点(エントリー前に必ずご確認ください)】

- ☑ 別紙のチェックシートに直接記入して電子メールや紙媒体で御提出いただいても無効となります。必ず、電子申請フォームからエントリーしてください。(助成金を申請する場合も同じです。)
- ☑ チェックシートの各項目のうち、「5」を除いて1つでも「できていない」にチェックが入った場合、ステッカー及びポスターはお渡しできません。
- ☑ チェックシートの各項目のうち現在は「できていない」項目があった場合でも、エントリー後、2週間を目途に取り組みを行っていただける場合は、「できている(対策を行っている)」にチェックをいれてエントリーしてください。
- ☑ 「介護サービス運営費助成事業」の助成金申請を行う事業所はエントリー必須となり、各項目のうち、「5」を除いて1つでも「できていない」にチェックが入った場合には、助成金の交付は受けられません。(短期入所生活介護及び短期入所療養介護はステッカー・ポスターのお渡しはありません。)
- ☑ 電子申請フォームでのエントリー後に発行される「到達番号」及び「問い合わせ番号」を必ず控えてください。番号が確認できない場合はエントリーできていないため、再度エントリーしてください。エントリー後の内容修正はできません。修正が必要な場合は再度エントリーしなおしてください。
- ☑ 今回のエントリーに伴うステッカーの有効期限は令和3年3月31日までです。
- ☑ 現地確認等はいきませんので、事業所の責任において対策を行ってください。

担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課

E-mail [kf-kaigojyosei@city.yokohama.jp](mailto:kf-kaigojyosei@city.yokohama.jp) ※ご質問等はEメールでお願いします。

**令和2年度 横浜市 感染防止対策の取組状況チェックシート**  
**【通所系サービス】**

**【エントリーにあたっての注意点(エントリー前に必ずご確認ください)】**

このチェックシートに直接記入して電子メールや紙媒体で御提出いただいても無効となります。必ず、電子申請フォームからエントリーしてください。(助成金を申請する場合も同じです。)

<電子申請フォーム>

【PC】 <https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1593389901530>

【スマートフォン】 <https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/sform.do?id=1593389901530>

- チェックシートの各項目のうち、「5」を除いて1つでも「できていない」にチェックが入った場合には、ステッカー及びポスターはお渡しできません。
- チェックシートの各項目のうち現在は「できていない」項目があった場合でも、エントリー後、2週間を目途に取り組みを行っていただける場合は、「できている(対策を行っている)」にチェックをいれてエントリーしてください。
- 「介護サービス運営費助成事業」の申請を行う事業所はエントリー必須となり、各項目のうち、「5」を除いて1つでも「できていない」にチェックが入った場合には、助成金の交付は受けられません。(短期入所生活介護及び短期入所療養介護はステッカー・ポスターのお渡しはありません。)
- 電子申請フォームでのエントリー後に発行される「到達番号」及び「問い合わせ番号」を必ず控えてください。番号が確認できない場合はエントリーできていないため、再度エントリーしてください。エントリー後の内容修正はできません。修正が必要な場合は再度エントリーしなおしてください。
- 今回のエントリーに伴うステッカーの有効期限は令和3年3月31日までです。
- 現地確認等はいりませんので、事業所の責任において対策を行ってください。

**1 事業所基本情報**

- 1-(1) 事業所番号【入力】
- 1-(2) 事業所名【入力】
- 1-(3) サービス群名【1つのみ選択】
- 1-(4) 回答者氏名【入力】
- 1-(5) 回答者連絡先(電話番号)【入力】
- 1-(6) 回答者連絡先(Eメールアドレス)【入力】

**2 環境面での取組みについて**

2-(1) 「感染予防ソーシャルディスタンス」を確保するため、事業所の環境面の工夫を行っていますか？(1つのみ選択)

できている。(※次の項目のうち一つ以上を選択)

利用者が座る椅子やテーブルの配置を工夫し、できるだけ2m(最低1m)程度の距離を置くようにしている。

どこかに人が集まってしまうところがないか確認し、レイアウトを工夫している。

利用者が座る席は真向かいにならないよう工夫している。真向かいになる場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽している。

できていない。

2-(2) 事業所内の定期的な換気※を行っていますか？（1つのみ選択）

※換気：厚生労働省が推奨する換気方法では1回に数分程度、窓を全開にする（部屋の空気がすべて外気と入れ替わる状態にする）としています。

空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すると効果的です。

また、窓が一つしかない場合は、ドアも開けると効果的です。

常時又は30分に1回以上行っている。

1時間～2時間に1回行っている。

できていない。（2時間を超えて1回の場合も含む）

2-(3) 事業所全体のこまめな清掃(消毒)を行っていますか？（1つのみ選択）

※特に、複数の利用者、職員が共有する物品や手が触れる場所を重点的に清掃(清拭消毒)します。

例) テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、機能訓練用品、電話、キーボード、タブレット、タッチパネルなど

事業所において重点か所の洗い出しを行い、重点的に清拭消毒しましょう。

1日に2回以上、清掃(消毒)を行っている。

1日に1回、清掃(消毒)を行っている。

できていない。

2-(4) トイレのこまめな清掃(清拭消毒)を行っていますか？（1つのみ選択）

便器や手すり、ドアノブなど接触が想定される場所は、使用した毎に清掃(清拭消毒)している。

1日に1回以上、清掃(清拭消毒)を行っている。

できていない。

2-(5) 浴室のこまめな清掃(消毒)を行っていますか？（1つのみ選択）

(個浴の場合)浴槽水は利用者ごとに交換し、毎回清掃(消毒)を行っている。

(多数で入る場合)一度に入浴する利用者数を減らすなどの工夫をし、毎回清掃(消毒)を行っている。

1日に1回以上、清掃(消毒)を行っている。

入浴サービスを提供していない。

できていない。

2-(6) 送迎車両のこまめな清掃(消毒)を行っていますか？（1つのみ選択）

行きと帰りの送迎ごとに1日2回以上清掃(消毒)を行っている。

1日に1回、清掃(消毒)を行っている。

できていない。

### 3 職員の取組みについて

3-(1) 管理者(又は責任者など)は職員の健康状態の把握をしていますか？ (1つのみ選択)

※体温計測等の管理のほか、職員一人ひとりの健康状態を把握しておくことも重要です。  
健康的な食事や十分な睡眠などにより、免疫力を高められるよう配慮をお願いします。

- 各自、出勤前に体温測定し、発熱、息苦しさ、強いだるさ等の症状が認められる場合は、管理者に報告し、出勤しないようにしている。また、管理者は発熱等の症状が改善しても引き続き健康状態に留意している。
- できていない。

3-(2) 職員は感染防止対策を行っていますか？ (1つのみ選択)

厚生労働省が推奨する手洗いや消毒を行う際の目安

※手洗い：液体せっけんで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ  
2回繰り返すとより効果的です。

※消毒：食器・手すり・ドアノブなどの消毒には、熱水や塩素系漂白剤が有効です。  
食器や箸などは、80℃の熱水に10分さらすと消毒ができます。

塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)は濃度0.05%に薄めた上で、拭くと消毒ができます。

- できている。(※次の項目のうち一つ以上を選択)
  - マスク着用を徹底している。
  - 「1ケア1手洗い」(液体せっけんでの十分な手洗い、消毒)を徹底している。
  - 手洗い時は使い捨てのペーパータオルを使用している。
  - 排せつ介助時(おむつ交換時)は使い捨て手袋とエプロン(ガウン)の着用を徹底し、1ケア終了したらすぐに外して廃棄している。また、手袋やエプロンを外した後の手指消毒(目に見える汚れがある場合等は、液体せっけんと流水による手洗い)を徹底している。
  - 食事介助時の前は必ず手洗いをし、清潔な器具・清潔な食器を提供している。
  - 鼻水や唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛っている。ごみを回収する際は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を外した後の手指消毒を徹底している。
  - 食堂や休憩室等でマスクをはずして飲食等をする場合、他の従業員と一定の距離を保つようにしている。
  - 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫(ドアの開放など)して最低限にしている。
  - 極力、公共交通機関を利用しての出勤を制限、又は時差出勤を推奨している。
  - 不要不急の人込みへの外出自粛を促している。
  - 不要不急の会議等への出席を見合わせている。
- できていない。

3-(3) 職員に対して、感染症防止対策に関する研修を実施していますか？ (1つのみ選択)

できている。(※次の項目のうち一つ以上を選択)

- 研修プログラムを作成し、年2回以上の定期的な感染防止対策研修を実施している。
- 上記に加え、新型コロナウイルスの感染拡大防止についての研修を実施している。

できていない。

## 4 利用者への配慮について

4-(1) 事業所は利用者の健康状態の把握をしていますか？（1つのみ選択）

できている。（※次の項目のうち一つ以上を選択）

送迎車に乗車する前に体温を測定し、発熱が認められる場合には利用を中止していただいている。

また、利用を中止した場合には、担当ケアマネジャー等と相談し、訪問介護等の提供の必要性について検討するための情報提供を行っている。

ご利用中も健康状況を把握し、発熱が認められる場合は他の利用者と隔離し、利用を中止するなどの対応をしている。

また、利用を中止した場合には、担当ケアマネジャー等と相談し、訪問介護等の提供の必要性について検討するための情報提供を行っている。

できていない。

4-(2) 利用者の感染防止対策としての配慮を行っていますか？（1つのみ選択）

できている。（※次の項目のうち一つ以上を選択）

事業所内及び送迎車内は、呼吸状態等により着用が難しい場合を除き、原則としてマスクを着用してもらっている。

事業所到着時、食事前などこまめな手洗い、うがい等を徹底し、感染防止の対策の重要性を伝えている。

会話や食事等をするときには、可能な限り真正面を避けるよう配慮している。

他利用者との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けるよう配慮している。

大声を出したり歌を歌うなどの機能訓練は控えている又は2m以上間隔を空けて実施している。

他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫（ドアの開放など）して最低限にしている。

トイレ使用時は、トイレのふたを閉めて汚物を流すよう促している。

不要不急の人込みへの外出の自粛を要請している。

できていない。

## 5 食堂・機能訓練室の面積について

5-(1) 食堂・機能訓練室内のソーシャルディスタンスを確保するよう工夫していますか？（1つのみ選択）

食堂・機能訓練室の広さについて、基準では、1人3平方メートル以上となっていますが、横浜市では「感染予防ソーシャルディスタンス」を確保するため利用者1人あたり概ね4平方メートル以上確保することを推奨しています。

※概ねとは、全体の面積を利用定員で割った場合に四捨五入で4平方メートル以上(3.5平方メートル以上)とします。

現在の食堂・機能訓練室とは別の場所を確保する場合、利用者の安全確保を前提として「現在の事業所」と「別の場所」の双方を合わせて人員基準を満たせば足りません。

- 食堂・機能訓練室の面積が広いので、元々 1 人あたり概ね 4 平方メートル以上確保できている。
- 事業所の食堂・機能訓練室とは別の場所を確保し(双方の利用者の安全を確保した上で)、分散してサービス提供することで 1 人あたり概ね 4 平方メートル以上確保できている。(別の場所を具体的に記入)
- 食堂・機能訓練室の面積は 1 人 3 平方メートルだが、実際の利用者数を少なくすることで 1 人 4 平方メートル以上確保できている。
- その他の工夫により 1 人あたり概ね 4 平方メートル以上確保できている。(具体的に記入)
- 利用者 1 人あたり概ね 4 平方メートル以上確保できていない

5-(2) (5-(1)で確保できていると回答した場合)食堂及び機能訓練室の面積は、利用者 1 人あたり何平方メートル確保できていますか？

【平方メートル数記入(必須)】